

令和4年度神栖市職員採用試験案内  
(第4回：令和5年4月1日採用予定)

1 職種、採用予定人員、勤務場所及び職務

職種	採用予定人員	勤務場所及び職務
事務 (短大卒・高校卒程度)	5名程度	市長部局，教育委員会等の各課又は公の施設で，主に一般行政事務に従事します。
事務 (社会人経験)	2名程度	
建築学専攻者	2名程度	市長部局，教育委員会等の各課又は公の施設で，主に建築工事における施工計画の作成や工事施工に必要な技術上の管理等の業務に従事し，一般行政事務も行います。
土木学専攻者	2名程度	市長部局，教育委員会等の各課又は公の施設で，主に土木工事における施工計画の作成や工事施工に必要な技術上の管理等の業務に従事し，一般行政事務も行います。

※ 申込者数が採用予定人員数を下回った場合であっても，試験により不合格となることがあります。

## 2 受験資格 (1)の資格を有し、(2)の欠格事項のいずれにも該当しない人

### (1) 資格

職種区分	資格
事務 (短大卒・高校卒程度)	<p>平成7年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による短期大学若しくは高等学校を卒業した人又は令和5年3月31日までに卒業見込みの人。ただし、次に該当する人は、今回の採用試験を受験できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校教育法による大学を卒業した又は令和5年3月31日までに卒業見込みである</li> <li>令和4年度第2回神栖市職員採用試験を受験した</li> </ul>
事務 (社会人経験)	<p>昭和38年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による高等学校以上を卒業し、令和4年7月1日現在で、官公庁、民間企業等での職務経験(社会人経験)を直近10年(平成24年7月1日から令和4年6月30日まで)中に2年以上有する人。</p> <p>※ 「官公庁、民間企業等での職務経験」には、会社員、自営業者、公務員等として、週あたり25時間以上の勤務を1年以上継続して就業していた期間が該当します。ただし、育児休業、介護休業又は病気休暇等により、連続して勤務しなかった期間が1か月以上ある場合は、当該勤務しなかった期間を除きます。</p> <p>※ 職務経験が複数ある場合は、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限ります。</p> <p>※ 正規・非正規などの雇用形態は問いません。</p>
建築学専攻者	<p>平成4年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による大学において建築技術関連科目を専門に履修し、当該大学を卒業した人又は令和5年3月31日までに卒業見込みの人。</p>
土木学専攻者	<p>平成4年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による大学において土木技術関連科目を専門に履修し、当該大学を卒業した人又は令和5年3月31日までに卒業見込みの人。</p>

※ 全ての職種区分で、障がいをお持ちの方も受験することができます。ただし、試験内容は他の受験者と同一です。

### (2) 欠格事項

- ア 日本の国籍を有しない人
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ウ 神栖市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない人
- エ 申込日現在で神栖市職員(任期の定めのない職員)である者
- オ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

### 3 試験の方法

#### (1) 試験の方法

職種区分	試験の方法
事務 (短大卒・高校卒程度)	第1次試験，最終試験及び資格調査 ※ 最終試験は第1次試験の合格者に対して行います。
建築学専攻者	
土木学専攻者	
事務 (社会人経験)	第1次試験，第2次試験，最終試験及び資格調査 ※ 第2次試験は第1次試験の合格者に対して行い，最終試験は第2次試験の合格者に対して行います。

※試験内容（解答方法など）についてのお問い合わせにはお答えできません。

#### (2) 第1次試験

職種区分	試験区分	方法
事務 (短大卒・高校卒程度)	教養試験	[問題の目安] 高校卒業程度以上
事務 (社会人経験)		[出題の内容] 公務員として必要な一般知識，時事，社会・人文，自然，文章理解（英語を含む。），判断・数的推理，資料解釈について出題します。  [解答方式] 全て択一式  [試験時間] 60分
建築学専攻者	教養試験	[問題の目安] 大学卒業程度以上
土木学専攻者		[出題の内容] 公務員として必要な一般知識，時事，社会・人文，自然，文章理解（英語を含む。），判断・数的推理，資料解釈について出題します。  [解答方式] 全て択一式  [試験時間] 60分

※ 全ての職種で，教養試験終了後にパーソナリティ検査（全職種共通，約30分）を実施します。  
ただし，第1次試験の選考は教養試験のみで行い，パーソナリティ検査の結果については，第1次試験後の試験に使用されます。

(3) 第2次試験

職種区分	試験区分	方法
事務 (社会人経験)	論文試験	論文試験により、一般常識及び文章表現力等について評定を行います。
	グループ討論試験	一定のテーマについてグループで討論をしていただき、コミュニケーション能力等について評定を行います。

(4) 最終試験

職種区分	試験区分	方法
事務 (短大卒・高校卒程度)	作文試験	作文試験により、一般常識及び文章表現力等について評定を行います。
	面接試験	個別面接により、主として人物について評定を行います。
	身体検査	職務遂行に必要な健康状態を有するかどうかについて検査を行います。
事務 (社会人経験)	プレゼンテーション試験	一定のテーマについてプレゼンテーションをしていただき、資料作成及びプレゼンテーション能力等について評定を行います。
	面接試験	個別面接により、主として人物について評定を行います。
	身体検査	職務遂行に必要な健康状態を有するかどうかについて検査を行います。
建築学専攻者	作文試験	作文試験により、一般常識及び文章表現力等について評定を行います。
	面接試験	個別面接により、主として人物について評定を行います。
	身体検査	職務遂行に必要な健康状態を有するかどうかについて検査を行います。
土木学専攻者	作文試験	作文試験により、一般常識及び文章表現力等について評定を行います。
	面接試験	個別面接により、主として人物について評定を行います。
	身体検査	職務遂行に必要な健康状態を有するかどうかについて検査を行います。

(5) 資格調査 受験資格の有無等について調査します。

(6) 試験の棄権 各試験又は検査を棄権した場合は、不合格とします。

#### 4 試験日時及び試験会場

##### (1) 第1次試験

職種区分	試験日時又は期間	試験会場
全職種共通	<p>令和4年9月17日（土）から 令和4年10月2日（日）まで</p> <p>※ 上記期間中の希望する1日を予約して受験します。詳しくは、別紙「受験申込みから第1次試験受験までの流れ」を参照してください。</p>	<p>各テストセンター</p> <p>※ 全国に約300か所あるテストセンターから、希望する試験会場を予約して受験します。詳しくは、別紙「受験申込みから第1次試験受験までの流れ」を参照してください。</p>

##### (2) 第2次試験

職種区分	試験日時又は期間	試験会場
事務 (社会人経験)	<p>令和4年10月28日（金）</p> <p>※ 論文試験には鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴムを持参してください。</p>	<p>神栖市役所 (神栖市溝口4991番地5)</p>

##### (3) 最終試験

職種区分	試験日時又は期間	試験会場
事務 (短大卒・高校卒程度)	<p><u>作文試験</u> 令和4年10月29日（土）</p>	<p>神栖市役所 (神栖市溝口4991番地5)</p>
建築学専攻者	<p><u>面接試験</u> 令和4年11月5日（土）、 令和4年11月6日（日）</p>	
土木学専攻者	<p>※ 作文試験には鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴムを持参してください。 ※ 面接試験はいずれか1日で行います。</p>	
事務 (社会人経験)	<p>令和4年11月26日（土）、 令和4年11月27日（日）</p> <p>※ 試験はいずれか1日で行います。</p>	

##### (4) 試験日・試験会場の変更について

第2次試験以降の試験日及び試験会場については、各試験の受験者数等の状況により変更となる場合がありますので、詳細については、各試験の受験者に改めてお知らせします。

## 5 合格者の発表

区分	職種区分	期日	方法
第1次試験合格者	全職種共通	10月中旬頃	市役所敷地内の掲示板及び神栖市ホームページに合格者の受験番号を掲示公開します。 また、受験者のマイページ（※）に、合否の結果を掲載します。  ※ マイページについては、「10 その他」を参照してください。
第2次試験合格者	事務 (社会人経験)	11月中旬頃	
最終合格者	事務 (短大卒・高校卒程度)	12月上旬頃	
	建築学専攻者		
	土木学専攻者		
	事務 (社会人経験)	12月下旬頃	

## 6 合格から採用までの経路

合格者は、職種ごとに採用候補者名簿（有効期間1年間）に登載され、採用者が決定されます。採用の時期は、原則として令和5年4月1日以降になります。ただし、資格の取得見込みで受験し合格した者が、「2 受験資格」で規定された資格を所定の期間内に取得できなかった場合、採用候補者名簿から削除され、採用資格を失います。

なお、採用候補者名簿登載者以外に、辞退等を考慮して「補欠合格者」を決定することがあります。「補欠合格者」は、令和5年3月31日までを有効期限とする補欠合格者名簿に登載されますが、必ず採用になるとは限りません。

## 7 試験結果の開示について

試験結果の開示を希望する場合は、受験者本人が市役所職員課に直接おいでください。電話、はがき等による開示の請求はできません。

試験区分	開示請求ができる人	開示する内容	開示の期間	開示の場所
第1次試験	不合格者	開示請求者の総合得点及び順位	合格発表の日から2週間 (土・日・祝日は閉庁日のため開示できません。)	神栖市役所職員課
第2次試験	不合格者			
最終試験	受験者			

※ 上記以外の試験成績の詳細は、お問い合わせいただいてもお答えできません。

## 8 給与

給与は、神栖市職員の給与に関する条例，規則に基づき支給されますが，例えば学校卒業直後に採用された場合の給料月額（基本給）は次のとおりです。

学歴	高校卒	短大卒	大学卒
給料月額（基本給）	154,900円	165,900円	188,700円

※ 基本給のほか，地域手当，期末手当，勤勉手当が支給されます。また該当者には，扶養手当，住居手当，通勤手当，時間外勤務手当等が支給されます。

※ 初任給の決定については，学歴及び職歴を加味する場合があります。

※ 上記の内容は，令和4年4月1日現在のものであり，今後の給与改定等により金額が変動する場合や支給される手当が変更になる場合があります。

## 9 受験手続き及び受付期間等

### (1) 受験申込みの方法

受験申込みは，神栖市職員採用試験受験用webサイト（以下「採用試験webサイト」という。）で受付を行います。詳しくは，別紙「受験申込みから第1次試験受験までの流れ」を参照してください。

なお，紙媒体による受験申込みの受付は実施しません。採用試験webサイトによる受験申込みが困難である場合は，神栖市職員課までお問い合わせください。

### (2) 申込受付期間及び提出方法

**令和4年7月22日（金）午前8時30分 から 8月19日（金）午後5時まで**

（期間中は，土曜日，日曜日及び祝日を問わず24時間申込みを受け付けています。）

### (3) 試験案内の請求

試験案内は，神栖市ホームページから取得するか，神栖市役所職員課で配付しています。また，郵送でも請求できます。

#### （郵送で請求する場合）

郵送で試験案内の送付を請求する場合は，封筒の表に「職員採用試験案内請求」と朱書きし，次のものを必ず同封してください。

ア 受験を希望する職種名，氏名，返信先及び連絡先（電話番号）を記載した書面

イ 140円分の切手（試験案内送付用）

### (4) 採用試験に関する問合せ先

#### ・電話による問合せ

電話番号：0299-90-1127（神栖市総務部職員課）

※ 祝日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで

#### ・電子メールによる問合せ

メールアドレス：saiyou@city.kamisu.ibaraki.jp

※ 受験申込後の問合せの際は，メール本文に氏名及び申込職種を明記してください。

※ 土日祝日のメールでの問合せの場合は，回答は早くても次の開庁日となります。

※ 試験当日の問合せは，電子メールではなく電話にてご連絡ください。

## 10 その他

- (1) 受験申込みが完了すると、採用試験webサイト上のマイページにアクセスできるIDとパスワードが受験者ごとに発行されます。

採用試験に関する各種お知らせや受験者ごとの合否通知についてはマイページ上に掲載しますので、ご自身のID及びパスワードでマイページにログインし、内容をご確認ください。

なお、マイページ上にお知らせ等を掲載する際は、受験申込者のメールアドレス宛てに通知を送信します。

- (2) 複数の職種の併願受験はできません。
- (3) 受験申込み内容の確認のため、採用試験担当者から個別に連絡させていただく場合があります。
- (4) 体調不良その他のやむを得ない事情により試験を棄権する場合は、その旨を必ずご連絡ください。
- (5) 神栖市職員採用試験は、市民等の貴重な税金により実施します。はじめから当市職員として採用される意思のない方の受験は、固くお断りします。